

令和4年度第1回監査結果報告書

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査の対象部局

(1) 都市政策部

政策推進課、人権政策課、ひと・ふれあいセンター

(2) 総務市民部

秘書課、人事課、廃棄物対策課

(3) 福祉部

福祉総務課、市民相談室、障害福祉課

(4) 健康子ども部

子育て支援課、子育て支援センター、幼児教室

(5) 選挙管理委員会事務局

3 監査の実施時期

令和4年7月1日～令和4年12月16日

4 監査の対象期間

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

ただし、必要に応じてそれ以外の年度も含む。

5 監査の着眼点

監査対象部局等における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等の定めるところに従い適正に執行されるとともに、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを監査の主眼とした。

6 監査の実施内容

貝塚市監査基準に準拠し、事前に提出された資料に基づき関係職員から説明を受け、質疑応答形式により監査を実施した。

7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていたが、指摘する事項については次のとおりである。指摘事項については、その内容を十分検討し、速やかに必要な措置を講じ、今後

の適正な事務事業の執行に努められたい。

(1) 都市政策部

① 政策推進課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 契約書に、契約の相手方が暴力団員等と認められる場合は解除するという旨の規定が無いものがあった。

イ. 貝塚市民文化会館条例第7条で「指定管理者は毎年度終了後30日以内に事業報告書を提出しなければならない」とされているが、貝塚市民文化会館の管理に関する基本協定書第19条第1項では「毎年度終了後90日以内に事業報告書を提出しなければならない」と齟齬のある規定をしており、31日以上経過してから報告書を受領していた。

② 人権政策課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 契約書に、契約の相手方が暴力団員等と認められる場合は解除するという旨の規定が無いものがあった。

イ. 貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例第7条第1項において作成し公表することとされている個人情報取扱事務登録簿が、窓口ですぐに閲覧できる状態で備え置かれていなかった。

③ ひと・ふれあいセンター

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

(2) 総務市民部

① 秘書課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 契約書に、契約の相手方が暴力団員等と認められる場合は解除するという旨の規定が無いものがあった。

② 人事課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 契約書に、契約の相手方が暴力団員等と認められる場合は解除するという旨の規定が無いものがあった。

イ. 貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例第7条第1項において作成し公表することとされている個人情報取扱事務登録簿が、窓口ですぐに閲覧できる状態で備え置かれていなかった。

③ 廃棄物対策課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 契約書に、契約の相手方が暴力団員等と認められる場合は解除するという旨の規定が無いものがあった。

(3) 福祉部

① 福祉総務課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 契約書に、契約の相手方が暴力団員等と認められる場合は解除するという旨の規定が無いものがあった。

イ. 地域福祉計画策定支援業務、住民税非課税世帯給付金にかかる電算処理業務の委託契約を締結する際の起案に、随意契約理由書が添付されていなかった。

ウ. 貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例第7条第1項において作成し公表することとされている個人情報取扱事務登録簿が、窓口ですぐに閲覧できる状態で備え置かれていなかった。

② 市民相談室

所管する事務事業全般について実施。

ア. 契約書に、契約の相手方が暴力団員等と認められる場合は解除する

という旨の規定が無いものがあった。

イ. 貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例第7条第1項において作成し公表することとされている個人情報取扱事務登録簿が、窓口ですぐに閲覧できる状態で備え置かれていなかった。

③ 障害福祉課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 契約書に、契約の相手方が暴力団員等と認められる場合は解除するという旨の規定が無いものがあった。

(4) 健康子ども部

① 子育て支援課

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

② 子育て支援センター

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

③ 幼児教室

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

(5) 選挙管理委員会事務局

所管する事務事業全般について実施。

ア. 契約書に、契約の相手方が暴力団員等と認められる場合は解除するという旨の規定が無いものがあった。

イ. 期日前投票所事務従事者派遣業務の委託契約で、契約相手方が暴力団員等でないことを表明した誓約書を受領しているが、誓約書上の事

業名がポスター掲示場設置等業務となっていた。また、契約相手方の代表者の苗字が誤って記載されていた。

なお、意見として次の事項について努められることを望むものである。

ア．今回の財務監査及び行政監査で複数の部署で、契約書に暴力団排除条項が無いという不備が検出された。このような複数の部署で同じ内容の不備がよく検出される。監査での不備・指摘事項が市の組織全体で共有されていないのではと思わざるを得ない。市の方針に基づき、適正に事務や手続きが行われているか日常的に点検する制度を持つことを検討されたい。

イ．個人情報を取り扱う事務を業者に委託する場合、契約書や仕様書といった文面上の取り決めだけでなく、必要な場合は委託業者への実態調査、再委託先への監督状況の聴取等の実効性のある個人情報の保護に努められたい。